

農用地区域からの除外手続きについて

三豊市では「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、三豊農業振興地域整備計画を策定し、長期にわたり農業振興を図っていく地域を「農用地区域」として設定しています。その農用地区域内の農用地は、耕作または農業用施設用地など農業以外の目的に利用することはできません。

しかし、やむを得ず他の目的（住居や工場用地など）に利用する場合は、事前に「計画変更申出」を行い、農用地区域より除外する必要があります。

農用地区域からの除外は、下記の「除外要件」を満たしており、他法令（農地法、都市計画法、森林法、建築基準法など）の許認可等の見通しがあり、緊急性が認められ、かつ具体的・合理的な事業計画を有していることが必要です。

※申出をしても、必ず計画を変更するものではありません。また、別途添付書類を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【除外要件】

1. 土地利用の状況等から見て、農用地以外の土地とすることが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
2. 農用地区域内における農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障がないこと。
3. 2に掲げるもののほか、農用地区域内における農用地の集団化、作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
4. 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
5. 農用地の機能保全のために必要な土地改良施設（ため池、農業用排水施設、農道等）の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
6. 土地改良事業等の受益地である場合は、当該土地改良事業等の実施後8年を経過していること。

【申出書提出についての留意事項】

1. 提出書類はできるだけA版で作成してください。ただし、公図や登記簿謄本など、やむを得ないものは除きます。
2. 原本1部と副本を1部提出してください。(副本はカラーコピーで可)
3. 提出期限は厳守してください。期限を過ぎた場合は、次回の受付とします。
4. 三豊市農業振興地域整備促進協議会での協議・検討の結果、土地の形状、周辺農用地の状況、事業内容等に内容の重大な変更があった場合は、申出の取下げを指導させていただきます。
5. 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画変更申出書について
 - (1) 申出地が4筆を超える場合は、「別紙のとおり」とし、「変更申出地一覧」を添付してください。
 - (2) 利用目的や事業計画の概要については簡潔に記載してください。
 - (3) 他法令との調整が必要と見込まれる場合は、事前に関係機関に相談し、その旨事業計画書に記載してください。
6. 変更申出の手続きを業者に委託する場合は、委任状を添付してください。
 - (1) 委任者本人の署名または押印と、受任者の職・登録番号を必ず記載してください。
7. 分筆を伴う場合は、測量図(求積図)など必要面積が分かる根拠資料を添付してください。
8. 利用目的が分譲住宅用地の場合は、宅地建物取引業免許証の写し及び県内の農地転用許可に係る前回・前々回の実績(建売分譲の場合、実績がない場合は任意様式にその旨記載)を添付してください。
9. 申出人が法人の場合は、法人登記簿謄本または定款を添付してください。
10. 申出地に係る「農用地利用計画変更申出に係る意見書」を添付してください。関係組織における地域の代表者の署名・押印が必要です。
11. 審議などにより、指導・指摘及び参考書類の補正や追加資料の提出をお願いすることがありますので、速やかにご提出ください。

〔その他〕

1. 申出のあった農用地は、現地調査を行います。予告なく農用地に立ち入ったり写真撮影をいたしますので、ご承知おきください。
2. 大規模(転用面積が2,000㎡以上)な開発行為などの案件については、事前に関係機関と協議を行ってください。
3. 既に着手している場合は、申出の前に必ずご相談ください。

スムーズに審議を行うために、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】三豊市農林水産課

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373-1

TEL : (0875) 73-3040 FAX : (0875) 73-3047

Email : nourin@city.mitoyo.lg.jp